

■すまい給付金に関する「現金取得者向け新築対象住宅証明書」一戸建て住宅料金■

一戸建て新築住宅

()内は消費税 10 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

対象基準項目	一般	評価書等活用※1	備考
①省エネルギー性 ・断熱等性能等級の等級4の住宅	¥35,000 (¥38,500)	¥5,000 (¥5,500)	■新築住宅とは完成後、未入居で1年未満である住宅 ■評価書等が「低炭素建築物の認定通知書又は適合書」で、断熱等性能等級に使用する場合は下記の料金を追加します。 ¥5,000 (¥5,500) /戸当たり
②省エネルギー性※2 ・一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	¥45,000 (¥49,500)	¥5,000 (¥5,500)	
③耐久性・可変性 ・劣化対策等級3の住宅+維持管理対策等級2以上の住宅	¥30,000 (¥33,000)	¥5,000 (¥5,500)	■再交付料金は下記による ¥5,000 (¥5,500) /1回当たり
④耐震性※3 ・耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2又は3の住宅	¥40,000 (¥44,000)	¥5,000 (¥5,500)	■共有申請で証明書を複数(申請者数分)発行する場合、又は同じ理由により証明書発行後に追加発行する場合の料金は下記による。(初回分の証明書は含みません) ¥2,000 (¥2,200) /戸当たり
⑤耐震性※3 ・免震建築物の住宅	¥40,000 (¥44,000)	¥5,000 (¥5,500)	■適用する住宅性能基準について、原則、複数性能基準の審査はいたしません。また、一の申請書の住宅性能基準を複数選択することはできません。
⑥バリアフリー性 ・高齢者等配慮対策等級3以上の住宅	¥30,000 (¥33,000)	¥5,000 (¥5,500)	

※1: 評価書等活用を適用するのは、下記の書類で確認できる場合です。(評価書等のコピーの添付)
但し、当社が交付した評価書等又は所管行政庁が発行した認定通知書に限ります。

- 「設計住宅性能評価書」又は「建設住宅性能評価書」 → 各基準の等級以上であることが必要です。
- 長期優良住宅の認定通知書又は確認書 → 「耐震性」「省エネルギー性」「耐久性・可変性」のみが対象です。
- 低炭素建築物の認定通知書又は適合証 → 「省エネルギー性」のみが対象です。
- 贈与税の非課税措置に係る住宅性能証明書 → 選択した「耐震性」又は「省エネルギー性」「バリアフリー性」のみが対象です。
- BELSの評価書 → 「省エネルギー性(一次エネに限る)」のみが対象です。
- フラット35Sの適合書 → ①～⑥のいずれか所定の基準が満足している場合。
(但し、①及び②についてはモデル住宅法により算出した場合の適合書は評価書等活用の対象外とする)

製造者認証活用は、「評価書等活用」と同じ料金とします。また、製造者認証活用は各基準の等級以上が確認できる「型式住宅部分等製造者認証書」又は「住宅型式性能認定書」がある場合に限ります。

※2: 断熱等性能等級のみの評価書は、本項目の評価書活用料金の対象外

※3: 対象基準が「④耐震性」及び「⑤耐震性」で申請する場合において、構造計算書がある場合は下記による。

- 弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)	② 左記以外
¥15,000 (¥16,500) /1棟	¥40,000 (¥44,000) /1棟

- 弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、確認申請又はフラット35Sの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く)

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)	② 左記以外
¥15,000 (¥16,500) /1棟	¥25,000 (¥27,500) /1棟

■すまい給付金に関する「現金取得者向け新築対象住宅証明書」共同住宅料金■

共同住宅の新築(基本料金) 棟当たり料金

()内は消費税 10 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

延べ床面積	一般(耐震以外)	一般(耐震性能)	評価書等活用※1	備考
1戸 500㎡以下	¥35,000 (¥38,500)	¥35,000 (¥38,500)	¥5,000 (¥5,500)	<p>■共同住宅は「基本料金」と「戸当たり料金」の合算により算出します。</p> <p>■新築住宅とは完成後、未入居で1年未満である住宅</p> <p>■評価書等が「低炭素建築物の認定通知書、又は適合書」で、断熱等性能等級に使用する場合は下記の料金を追加します。 ¥5,000 (¥5,500) /戸当たり</p> <p>■再交付料金は下記による ¥5,000 (¥5,500) /1回・戸当たり</p> <p>■共有申請者の場合で申請者数分の証明書が必要な場合は一戸建て料金と同じ。</p> <p>■適用する住宅性能基準について、原則、複数性能基準の審査はいたしません。また、一の申請書の住宅性能基準を複数選択することはできません。</p>
2戸～3戸 500㎡以下	¥60,000 (¥66,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥5,000 (¥5,500)	
(4戸以上) 500㎡以下	¥75,000 (¥82,500)	¥80,000 (¥88,000)	¥5,000 (¥5,500)	
500㎡超 1,000㎡以下	¥70,000 (¥77,000)	¥100,000 (¥110,000)	¥5,000 (¥5,500)	
1,000㎡超 2,000㎡以下	¥80,000 (¥88,000)	¥180,000 (¥198,000)	¥5,000 (¥5,500)	
2,000㎡超	お見積りいたします。			

共同住宅(戸当たり料金)

※1住戸の計算は、「住戸数 - 1 = n」とし、「基本料金 + n × 戸当たり料金 = 料金合計」で計算します。

対象基準項目	基準内容	一般	評価書等活用※1	備考
①省エネルギー性	断熱等性能等級4の住宅	¥8,000 (¥8,800)	¥5,000 (¥5,500)	
②省エネルギー性 ※2	一次エネルギー消費量等級4以上の住宅	¥15,000 (¥16,500)	¥5,000 (¥5,500)	
③耐久性・可変性	劣化対策等級3の住宅 + 維持管理対策 等級2以上の住宅(専用配管、共用配管) 専用配管と共用配管の更新対策 + 躯体天井高さの確保及び間取り変更の障害となる柱又は壁がないこと	¥8,000 (¥8,800)	¥5,000 (¥5,500)	
④耐震性※3	耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3の住宅 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2の住宅	¥8,000 (¥8,800)	¥5,000 (¥5,500)	
⑤耐震性※3	免震建築物の住宅	¥8,000 (¥8,800)	¥5,000 (¥5,500)	
⑥バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (専用部分、共用部分)	¥8,000 (¥8,800)	¥5,000 (¥5,500)	

※1: 評価書等活用を適用するのは、戸建て住宅の内容に準じます。

※2: 断熱等性能等級のみの評価書は、本項目の評価書活用料金の対象外

※3: 対象基準が「④耐震性」及び「⑤耐震性」で申請で、構造計算書がある場合は下記による

■弊社以外にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)

¥15,000 (¥16,500) / 1棟

② 左記以外

¥40,000 (¥44,000)

■弊社にて建築確認申請を行っている物件で、構造計算書がある場合は下記金額を追加します。(ただし、確認申請又はフラット

35Sの申請時において、耐震等級2以上の審査を経ているものを除く)

① 建築基準法第6条第1項4号の建築物(ルート1に限る)

¥15,000 (¥16,500) / 1棟

② 左記以外

¥25,000 (¥27,500)